

株式会社紀和実験動物研究所 実験動物飼育管理及び動物実験の実施に関する規程

平成19年2月1日 制定

平成26年4月1日 改定

平成27年2月23日 改定

平成29年4月20日 改定

平成29年10月27日 改定

令和3年2月18日 改定

目的

この規程は、日本実験動物協会の動物福祉指針に則り生命科学研究における動物実験の重要性とその特質に鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年度環境省告示第88号)、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)および農林水産省から示されている「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等に基づき、株式会社紀和実験動物研究所(以下当社という)における実験動物飼育管理、動物実験の計画及び実施に際し、遵守すべき必要な事項を示すことにより、科学的にはもとより、倫理的観点からも適正な実験動物飼育管理および動物実験の実施を促すことを目的とする。当社での実験動物飼養管理および動物実験の実施にあたっては、Replacement（動物実験の他手段への置換）、Reduction（使用動物数の削減、およびRefinement（麻酔、鎮痛剤の使用や実験技術・精度の向上による動物が受ける苦痛の軽減）を基本理念とする。

適用範囲

この規程は当社で実施される全ての実験動物飼育管理、動物実験に適用する。

社長の責務

1. 生産施設における動物福祉に関するすべての責務を負う。
2. 本規程を策定することにより、動物愛護の精神に基づいた実験動物の取扱いを徹底させる。
3. 実験動物福祉委員会を設置し、実験動物の取扱いが適正であるかどうかを諮問する。
4. 動物実験等の開始前に実験責任者(実験者のうち動物実験の実施に関する業務を統括する者)に動物実験計画書を申請させ、その動物実験計画について実験動物福祉委員会の審査を経てその申請を承認し、又は却下するものとする。
5. 動物実験等の終了後、実験責任者から動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。
6. 動物福祉に配慮しつつ、科学的に適正な実験動物の生産等を行うために必要な施設・設

備を整備する。

7. 管理者ならびに管理者を補佐して実験動物の管理を担当する実験動物管理者を任命する。
管理者には、実験動物および実験動物を飼育管理または実験等を行う施設を管理するものを充てる。実験動物管理者には、実験動物に関する知識および経験を有するものを充てる。
8. 社員の教育訓練を的確に実施し、本規程等の周知を図る。
9. 社員の健康と安全を確保するとともに、施設周辺の生活環境の保全に努める。
10. 実験動物の飼育管理および動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に当社における実験動物の飼育管理および動物実験等の本規程への適合性に関し、自ら点検及び評価を行うとともに、当該点検及び評価の結果について、当社以外の者による検証を実施することに努めるものとする。
11. 当社における実験動物の飼育管理および動物実験等に関する情報(規程、実験動物の飼育管理および動物実験等に関する点検及び評価、外部検証の結果等)について毎年度ホームページにより公開するものとする。

管理者の責務

1. 実験動物及び施設等を管理する統括的な責任者。
2. 生産基準書の変更の起案
3. 販売用実験動物の在庫の把握および調整指示
4. 生産室への出荷準備の指示
5. 輸送箱への収容匹数の決定

実験動物管理者の責務

1. 管理者を補佐して実験動物の管理を担当する
2. 実験動物生産基準(本社用)または実験動物飼育管理基準(大阪営業所用)に定める業務の実施状況について確認を行う。

実験動物福祉委員会

1. 日本の関連法規、その他の指針等および本規程の遵守の徹底を図り、実験動物飼育管理および動物実験実施に関する重要なことを審議するため、社長は実験動物福祉委員会(以下「福祉委員会」という。)を置く。
2. 福祉委員会に関する事項は、別に定める。
3. 動物福祉の実効を担保するため、定期的に自己点検・評価を適正に行う。

動物実験申請手引き・審査

1. 当社飼育室にて動物実験を計画し実施する場合は、実験者(動物実験を実施する者をいう)および実験助手担当者(実験を補佐する者をいう)は別に定める動物実験計画書等(以下「計画書」という。)を社長に提出し審査を受ける。
2. 福祉委員会は提出された動物実験計画書等の審査に必要な情報の提供を実験責任者あるいは営業担当者に求めることができる。
3. 福祉委員会は日本の関連法規、その他の指針、別に定める当社の実験計画審査基準等に準拠して審査を行い、さらに科学的必要性及び動物福祉の両面を考慮して審査を行う。
4. 計画が「不適正」とされた場合は、実験責任者は見直しを行い、再審査を受けなければならない。
5. 社長は実験計画書に対して「承認」、「不承認」を決定する。
6. 計画書において、社長の「サイン」あるいは「押印」をもって承認とする。
7. 実験終了予定日を過ぎても実験が終了しない場合は、実験責任者は福祉委員会へ届け出なければならない。
8. 実験が終了した際には実験終了報告書を社長に提出する。

動物実験等

実験等の目的の達成に必要な範囲で、以下の事項に留意し実験動物の適切な利用に努める。

1. 本規程の則り、動物愛護の精神に基づいた適正な動物実験を実施する。
2. 適正な動物実験を行うために動物実験計画書等を社長に提出し、福祉委員会の審査を受ける。
3. 実験終了時には実験終了報告書を社長に提出する。
4. 動物の処分については別に定める「実験動物殺処分基準」および「殺処分手順書」に従って適正に実施する。

教育訓練

1. 正社員および契約社員は入社後2ヶ月以内に研修を受講すること。
2. 社長より任命された者が講師を務め、別に定める教育研修項目に従い実施する。
3. 正社員は原則として月1回、正社員全員が出勤する日に実施される勉強会を受講すること。
4. 研修または勉強会の実施記録は、講師および受講者が捺印後に保管する。

生活環境の保全

1. 動物の死体や使用済み床敷等の廃棄物は専用焼却炉にて速やかに焼却処分され微生物等による環境の汚染防止並びに悪臭や衛生害虫の発生防止を図る

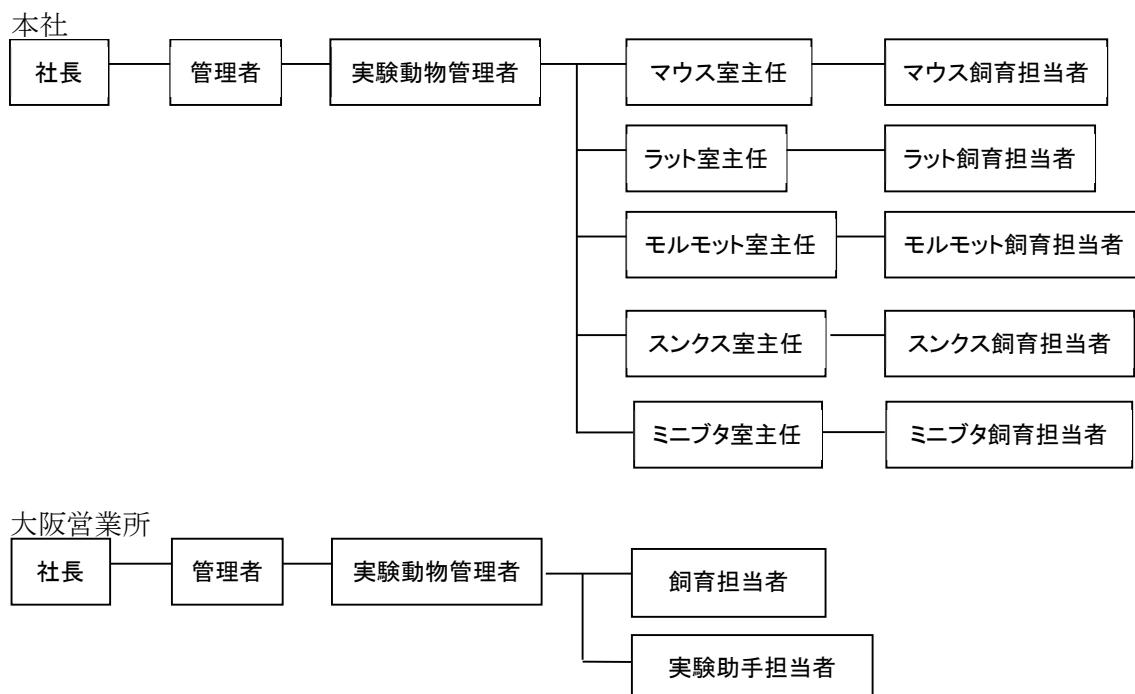
2. 適切な施設での実験動物の飼育、輸送車や機器のメンテナンスを実施することにより騒音による周辺環境に悪影響を及ぼさないようにする

危害防止

1. 動物由来の疾病等予防のための情報集ならびに社員教育を実施する。
2. 定期的に健康診断を実施すること。
3. 業務に無関係な者に対して施設への立ち入りを制限する。
4. 安全な作業環境や作業方法の確保ならびに施設・設備に対する定期点検を実施すること。
5. 緊急時の対応として、動物による障害や疾病発生時の連絡体制ならびに動物等が逸走した場合の関係機関への連絡体制を整備する。
6. 地震や火災を想定した緊急時対応マニュアルを整備する。

実験動物の飼育管理

1. 実験動物の飼育管理は原則として生産管理課が行う
2. 飼育管理に携わる者は協力して適切な施設・設備の維持管理に努め、別に定める当社実験動物生産基準書(本社用)または実験動物飼育管理基準(大阪営業所用)（以下「基準書」という。）に従って適切な動物の取り扱い、給餌、給水等を行わなければいけない。
3. 基準書の変更についてはそれぞれの施設主任や飼育担当者と相談して管理者が起案し、福祉委員会並びに社長の承認をもって行う。
4. 飼育管理業務に関する指示命令は社長、管理者、実験動物管理者を通じてそれぞれの施設主任から各飼育担当者へ行う。



5. 指示命令の伝達結果の確認は、議事録または業務日誌の確認並びに捺印により行う。
6. 実験動物管理者が月1回飼育管理に関する記録の確認並びに捺印を行う。
7. 飼育管理に関する記録類は保管する。

実験動物の衛生管理

1. 原則として衛生管理は手順書に従って飼育担当者が行う。
2. 衛生管理に関する基準は別に定める。

実験終了後の処置

1. 飼育担当者および実験者(実験助手担当者)は、飼育または実験を終了あるいは中断により不要となった動物をできるだけ速やかに、できる限り苦痛を与えない方法により安楽死させなければならない。
2. 安楽死に関する基準は別に定める。
3. 飼育担当者および実験者(実験助手担当者)は、安楽死手順書に従って死体等を速やかに冷凍庫に保管する等、焼却処理までの適切な処置を講じ、悪臭の発生、病原体による環境汚染等の防止に努めなければならない。

安全性管理等に注意を払う必要のある実験

物理的、科学的に危険な物質、病原体あるいは組換えDNA実験体を扱う動物実験は、これに関連した規則等に従わなければならない。

規程の改廃

本規程の改廃は、実験動物福祉委員会の議を経て行う。